

「福島県警察障害者活躍推進計画」に基づく取組の実施状況の公表

～障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第6項～

1 評価年度

令和4年度

2 目標に対する達成度（採用に関する目標）

(1) 設定目標

障害者である職員の数が、法定雇用率（法第38条第1項に規定するものをいう。）により必要とされる数以上の水準を維持するよう、積極的な採用に努める。

(2) 実雇用率

3.07%（令和4年6月1日時点） ※ 法定雇用率 2.6%

【参考】

令和5年6月1日時点の実雇用率 2.96%（※ 法定雇用率 2.6%）

3 取組内容の実施状況

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

○ 組織面

- ・ 障害者雇用推進チームにおいて、障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を実施。
- ・ 県警本部に障害者職業生活相談員を配置。

○ 人材面

- ・ 障害者職業生活相談員が、厚生労働省福島労働局主催の障害者職業生活相談員資格認定講習を受講。
- ・ 全職員の障害に対する理解促進を図るため、執務資料を配布。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・ 障害者である職員と面談を行い、職員の能力や希望、特性等を踏まえ、必要に応じて最適な業務を検討し、職務を選定。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

○ 募集・採用

- ・ 職員の募集、採用時等において、合理的配慮の提供が可能であることを周知。

○ 働き方

- ・ 早出遅出勤務の周知、定期通院等の機会における休暇取得を促進。

○ その他の人事管理

- ・ 職場の満足度に関するアンケート調査を実施し、結果を執務資料等で全職員に周知するなど、障害を理由とした離職者を生じさせない職場環境を整備。

(4) その他

- ・ 障害者就労施設から物品を調達。
- ・ 警察施設において障害者就労施設の職員が物品を販売。

4 「目標に対する達成度」及び「取組内容の実施状況」に対する点検結果

令和4年6月1日時点の実雇用率は3.07%と法定雇用率を上回り目標を達成したほか、令和4年度中に障害を理由とした離職者もいなかった。

引き続き、障害者の法定雇用率以上の雇用に努めるとともに、障害特性等に応じた適切な支援や配慮に努める。

5 計画の見直し・修正

福島県警察障害者活躍推進計画に定める目標について、現在設定している採用に関する目標に加え、定着に関する新たな目標として「障害を理由とする不本意な離職を極力生じさせない。」を追加。